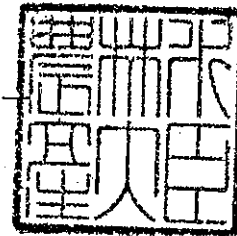




18消安第3956号  
平成18年7月14日

食品安全委員会  
委員長 寺田 雅昭 殿

農林水産大臣 中川 昭



### 食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第8号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

### 記

1 薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律（平成14年法律第96号）附則第16条の規定によりなお従前の例によることとされる同法第2条の規定による改正前の薬事法（昭和35年法律第145号）第14条第1項の規定に基づき、次に掲げる動物用医薬品についての製造の承認をすること。

ケラチナーゼを有効成分とする洗浄剤（プリオザイム）

2 薬事法第83条第1項の規定により読み替えて適用される第14条の4第1項の規定に基づき、次に掲げる動物用医薬品についての再審査をすること。

(1) 鶏のトリニューモウイルス感染症生ワクチン（ノビリス TRT・1000）

(2) 豚のアクチノバシラス・プルロニューモニエ感染症不活化ワクチン（ポーシリス APP、ポーシリス APP「IV」）

(3) 豚オーエスキー病生ワクチン（スバキシン オーエスキー フォルテ、スバキシン オーエスキー フォルテ ME）

